令和８年度

高野三郡野地区
農地中間管理機構関連ほ場整備業務委託
０３３０３－Ｙ０９

特　記　仕　様　書

秋田地域振興局農林部

１．委託業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県用地調査等業務共通仕様書（令和７年１月以降適用)」（以下、「共通仕様書」という）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 （令和８年度 農林水産省)」に基づき実施しなければならない。

２．共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１編　共　通　編
第１章　総　　則

第１節　業務内容

本業務は、農地中間管理機構関連ほ場整備事業高野三郡野地区の工事区域周辺における建物の事前調査を行うものである。

第２節　打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、調査職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が立会うものとし、打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第３節　一般事項

１．一般事項は次のとおりである。

（１）支障となる有価木について

本業務実施のために伐除した障害物にかかる補償は、原則として発注者において処理するものとする（支障となる有価木については伐採前に樹種、寸法、数量、所有者を調査し、写真を添えて調査職員に提出すること)。ただし、調査職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理するものとする。

（２）土地の立ち入り等

土地に立ち入る際は、地元土地改良区を通じ関係者の了解を得ること。

第４節　資料の貸与

１．貸与を希望する図書及びその他の関係資料があれば、調査職員へ申し出ること。

２．貸与資料は原則として、申し出を受けた後速やかに一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほかは完了時に一括返納しなければならない。

第２章　業務内容

第１節　作業項目及び数量等

１．本業務の作業項目及び数量等は、金抜き設計書に記載のとおりである。

２．建物事前調査

（１）本業務に関しては「農業農村整備事業　設計積算要領（調査・測量・設計）」（秋田県農林水産部編）を優先して適用する。他の図書を適用する場合は調査職員の指示を受けるものとする。

（２）調査対象の建物は、周辺住民の希望を確認した上で決定しているが、立ち入り前に改めて所有者から承諾を得ること。

第３章　成果品

第１節　成果納品

１．成果品の提出部数は１部とし、原則A4版の簿冊で整理し、図面はA1もしくはA3とする。なお、別に作成した資料がある場合、その他資料として整理すること。

２．電子媒体の提出は、CD-RまたはDVDを2部（正・副）とする。

第２節　検査

１．受注者は成果品の検査を受ける場合、あらかじめ成果品及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち会わせなければならない。

２．検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は受注者が行うことを原則とする。

３．受注者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

第４章　契約変更

１．業務数量の大幅な増減及び作業項目の変更については設計変更対象とするが、軽微な内容についてはこの限りではない。

２．本業務において変更が予想される事項は次のとおりである。

（１）調査を行う建物の棟数の増減

（２）建物の種類の変更

（３）工作物等の調査の追加

（４）井戸水質調査

第５章　その他

１．立ち会い費用については、着手後に発注者と協議の上決定することとする。

２．上記各条で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

現　場　説　明　書

［ 条件明示 ］

秋田地域振興局農林部

現場説明書　（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書及び、その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。

第１編　共　通　編

第１章　基　準　等

第１節　積算基準

（１）参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

（２）積算基準

業務委託費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。

①土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和８年度 農林水産省農村振興局整備部設計課

②土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領　令和８年度 農林水産省農村振興局整備部設計課

③農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計）令和８年10月 秋田県農林水産部

第２編　現場説明事項

第１章　条 件 明 示

第１節　工程関係

１．調査にあたり関係機関（秋田市土地改良区）と連絡調整を図って下さい。

第２節　立入関係

１．調査に際し立ち入る土地については、あらかじめ調査職員に報告し指示を受けて下さい。

第３節　打合せ回数

１．打合せ回数は３回（着手前、中間、最終）を予定しています。

第４節　情報共有システム（ASP）の利用について

１．受注者は、本業務委託において情報共有システム（ASP）を原則使用すること。ただし、利用が適さないと判断した場合は、協議の上、利用しないことができるものとする。なお、利用については「秋田県委託業務共通仕様書（令和８年10月以降適用）」及び「土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案）」による。